2020年度
第１回業務委員会
資料№2

２０１９年度事業報告案（業務関連抜粋）

2020年4月6日

１．新ガス事業制度定着に向けたフォローアップ

ガス小売の全面自由化がスタートして３年目となったが、新ガス事業制度の定着のため、引き続き、会員事業者に対し次のとおり対応した。

（1）新事業制度における規制や手続等の周知徹底

① 小売事業者に関する指針や行政報告及び手続等，多種多様な問い合わせ等に対応した。
② １０月１日からの消費税率ＵＰに備え、料金表改訂方法を示すとともに、自由化団地を対象に１４条文書・１５条文書の一例を、また経過措置団地を対象として、文言の修正を含む指定旧供給地点小売供給約款の認可申請にかかる書式一式を作成し、ＨＰ上に掲載、会員事業者に周知を図った。
③ ２０２０年度供給計画の記載内容は従前どおりとのことであり、供給計画記載要領に変更はない旨をホームページに掲載し、周知した。
④ 小売料金が自由化された団地に対する特別な事後監視の結果については、２０１９年１～３月期、４～６月期および７～９月期につき発表されたが、旧簡易ガス事業に関する指摘はなかった。
しかし、４～６月期の調査の結果、関西電力株式会社に対し業務改善勧告がなされた。内容は１４条書面および１５条書面の不交付であり、当協会会員事業者に対し、昨年度に引き続きＨＰ・講習会等において注意喚起を行った。
⑤ 当局による査察の結果、一部団地の消費税率改定の対応において、原料費調整の計算が適切でない事例を指摘されたため、ＨＰ上に事例を掲載し、周知を図った。

（2）経過措置料金規制が課された団地への継続的な対応支援

① 経過措置料金規制が課された団地については、料金算定等の支援に加え、指定解除のための競争関係報告の作成などの問い合わせ等に対応した。
② 事業税の賦課方式の変更に伴い料金算定ツールを改修し、ＨＰに掲載した。

（3）「一の団地」の明確化

① ガス事業法改正時からの懸案事項であった「道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する」場合の「一の団地」の範囲の明確化につき交渉を続けてきたが、ガス市場整備室長発の事務連絡により決着した。街区による住居表示が行われていない地域に限り、ほぼ改正前の判断基準を採用するもので、事業者から理解し易いと評価されている。

（4）標準係数の改定

① ２０２０年度は標準係数の改定年度にあたるが、当協会としては使用する事業者は少ないことを理由に、費用対効果の観点から現状維持を要望したが、改定しない特段の事由は無いとの当局の判断により、原則として事務局が対応可能な範囲での改定を行うこととした。
② 会員事業者数社の協力も得て、年度内に改訂案をまとめることができたが、告示にはパブコメが必要であり、２０２０年度当初からの適用はできなかった。

２．将来の検証作業に向けた対応

２０１９年度中は、特段の動きはなく、対応もしなかった。

７．経営基盤の強化とコミュニティーガス事業のあり方の検討

（1）収益基盤の強化

① 日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）等に参加して、会員事業者に「ウィズガスフェア」「第１３回全国親子クッキングコンテスト」等の情報提供を行った。ガス需要開発に資するＫＢ＆Ｇコラボ「キッチン・バス売ります宣言」は活動内容を見直し、販売実績の集計に努めた。さらに「台所・お風呂の川柳」事業に引き続き協賛し認知度向上をはかった。
　また、国の支援を受けガス業界全体で普及促進を進めているエネファームについて、補助金の動向や販売状況を報告するとともに、関係団体等の発表会で紹介された取組事例や新製品等について情報提供を行った。

② 建替・リフォーム時のガス需要確保に資する提案や機器販売促進を図るため、国の支援事業となっているＺＥＨ(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)について、業界誌などからの事例等や経済産業省主催の調査発表会の内容等の情報提供を行った。

（2）コミュニティーガス事業の普及促進策の検討

① ２０１８年度から協会ホームページの会員事業者向け情報に、団地内での営業事例を収集紹介するページを設けた。２０１９年度は、営業事例の積極的な紹介を促すことを目的としたキャンペーンを企画し、優れた事例については、通常の謝礼に加えさらに賞品を提供することとしたため多くの事例が紹介された。今後、優秀事例の選定と事例集の編集を行う。

② 他エネルギー使用の消費者向けリーフレットを作成し、会員事業者への活用を促した。

③ 全国に広がるコンパクトシティ構想の中で、各都市における立地適正化計画の作成状況やモデル都市の取組状況などを、業務委員会等で情報提供した。ただし、台風１５号及び１９号による水害を受け、コンパクトシティ計画地域について危険度を確認したところ、９割の地域で浸水が想定されており、対策が必要となっている。当面、計画の推移を見守ることとする。

④ 認知度向上及び接点強化策として、次のとおり「お客様感謝クイズキャンペーン」を実施した。
（ア）前年度に定めた認知度向上・販売促進のためのキャッチフレーズ「家をつなぎ、街を創るコミュニティーガス」の会員事業者への周知を兼ねて、キャンペーン参加社を募集した。
（イ）消費者向け「お客様感謝クイズキャンペーン」を実施し、問題を「○をつなぎ、○を創るコミュニティーガス」として、キャッチフレーズの普及を図った。
（ウ）併せて、自由記述欄を含むアンケートを行い、お客様のコミュニティーガスへの期待・要望等の把握に努めた。
（エ）お客様のアンケート回答内容については、個人情報に配慮した上で、供給している事業者に報告した。
（オ）２０２０年度中には、全国及び支部別の集約結果を取りまとめ、発表する。

以上

参考

2020年度
第１回業務委員会
資料№3-1

2020 年 5 月 8 日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等（延長認可申請）について東北局から発信された案内

当局→旧簡易ガスみなしガス小売事業者（15 事業者）へ

標記の件について、１５事業者から認可申請を行いたい旨の意向を確認いたしました。つきましては、１５事業者に対して、以下の点について連絡いたします。
（今回申請しないこととした事業者に対しても、参考まで共有させていただきます）

①【連絡】「特別供給条件認可申請」に係る申請書（ひな形）について

ご連絡が遅くなりましたが、別添のとおり送付いたします。これに基づき「認可申請書」を作成していただき、申請を行う前にメールにて内容の確認を当局に依頼して下さい。確認依頼は「本日５月７日～１２日の間」で行うことでお願いします。

もし、不都合があれば、何なりと相談して頂ければと思います。

②【連絡】認可申請日（以下「申請日」という。）について

前回、申請日は認可予定日とする「５月１３～１５日」の間で、他の事業者等と調整し決定した日にちを後日お知らせするとお伝えしました。現時点でこの方針に変わりはありませんが、決定までもう少し時間がかかります。遅くとも５月１１日（月）までに決定したいと思っております。決定次第、すぐに連絡いたします。

つきましては、上記①の「認可申請書の確認依頼」の際には申請日は空欄でお願いします。

③【再確認】支払期限を延長する”対象検針月”について

回答を頂いた１５事業者において、当初、当局に回答した支払期限を延長する”対象検針月”（例えば、５月～７月分など）について、社内で再検討した結果、もし変更が生じる場合には再度連絡をお願いします。

なお、各事業者から聞き取りした結果、７月検針分までを対象とするケースが多くなっています。

④【お願い】申請書の送付について

この認可手続きは、申請日に即日認可を行うことから、「特別供給条件認可申請書」は、②「申請日」までに当局へ郵送で必着するようお願いするとともに、仮に郵送が遅れる場合も想定しながら、申請日前日までにメールでも申請書（pdf 形式）の提出をお願いします。

記載例

様式第４７の２（第８７条関係）

特別供給条件認可申請書

年　　月　　日

経済産業局長
殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」という。）附則第２８条第４項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第５条の規定による改正前のガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第３７条の６の２ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

記載例

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払に困難な事情があると判断したガスの使用者から当社にお申し出があった場合には、当該使用者に対して、既認可の供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

１．新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家等のガス料金の支払期限について、(措置内容を記載してください。※注)。

※注　措置内容としては例えば以下が想定されます。

①：令和２年２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）、３月検針分、４月検針分の料金の支払期限日を原則として２カ月、５月検針分の料金の支払期限日を原則として１カ月、それぞれ延長する。

（注）２・３・４月検針分の支払期限日を１カ月延長している事業者が、検針対象月を５月に拡大するとともに、２・３・４月検針分の料金の支払期限日をさらに１カ月延長して合計２カ月とし、５月検針分の料金の支払期限日を１カ月延長するケース。

ただし、既認可の申請内容において、「令和２年２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）」を含めていない場合は、①の記載中「２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）、」を記載する必要はありません。

②：令和２年２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）、３月検針分、４月検針分、５月検針分の料金の支払期限日を原則としてそれぞれ１ヶ月延長する。

（注）２・３・４月検針分の料金の支払期限日を１カ月延長している事業者が、検針対象月を５月まで拡大するとともに、５月検針分の料金の支払期限日を１カ月延長するケース。

ただし、既認可の申請内容において、「令和２年２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）」を含めていない場合は、②の記載中「２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）、」を記載する必要はありません。

記載例

③：令和２年２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）、３月検針分、４月検針分、５月検針分、６月検針分の料金の支払期限日を原則としてそれぞれ１ヶ月延長する。

（注）２・３・４月検針分の料金の支払期限日を１カ月延長している事業者が、検針対象月を５月、６月まで拡大するとともに、５月検針分、６月検針分の料金の支払期限日を１カ月延長するケース。

ただし、既認可の申請内容において、「令和２年２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）」を含めていない場合は、③の記載中「２月検針分（支払期限日が令和２年３月２５日以降となるものに限る。）、」を記載する必要はありません。

（参考）　指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可が必要となる供給地点群は以下のとおり。

No.	供給地点群名	所　在　地	供給地点数

以上

記載例

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ経済産業省からガス料金の支払期日の延長等について、ガス事業者に対して改めて要請がされております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家等から当社に申し出があった場合には、ガス料金の支払期限の延長等の対応ができるよう、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、検討することといたします。

2020年度
第１回業務委員会
資料№4

2020年4月30日

経過措置指定団地の2020年3月解除並びに6月及び9月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2020年2月	2020年3月1日	2020年3月1日見込（2020年2月生産動態統計BASE）			2020年6月1日	2020年6月1日見込（2020年2月生産動態統計BASE）			2020年9月1日	2020年9月1日見込（2020年2月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込み	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込み	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−5 5.7%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%	*0* 1 8.3%	*1* 331 5.4%	*2.1%* 7 0.6%	338 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 331 5.4%	*2.1%* 7 0.6%	338 4.6%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−13 14.9%	*0* 0 0.0%	*99* 576 9.4%	*5.9%* 36 3.2%	612 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 576 9.3%	*5.9%* 36 3.2%	612 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 576 9.3%	*5.9%* 36 3.2%	612 8.4%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−30 34.5%	*4* 21 30.4%	*393* 1,555 25.3%	*25.1%* 522 45.8%	2,077 28.5%	*2* 4 33.3%	*395* 1,559 25.3%	*24.9%* 518 46.0%	2,077 28.5%	*3* 3 25.0%	*398* 1,562 25.3%	*24.8%* 515 46.2%	2,077 28.5%
中部	*124* 468 8.3%	*28.9%* 190 11.0%	658 8.9%	−11 12.6%	*8* 8 11.6%	*170* 512 8.3%	*20.9%* 135 11.9%	647 8.9%	*0* 1 8.3%	*170* 513 8.3%	*20.7%* 134 11.9%	647 8.9%	*1* 1 8.3%	*171* 514 8.3%	*20.6%* 133 11.9%	647 8.9%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−11 12.6%	*0* 0 0.0%	*10* 281 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	281 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 281 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	281 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 281 4.5%	*0.0%* 0 0.0%	281 3.9%
近畿	*123* 679 12.0%	*33.4%* 340 19.7%	1,019 13.8%	−11 12.6%	*7* 10 14.5%	*187* 758 12.3%	*24.8%* 250 21.9%	1,008 13.8%	*0* 0 0.0%	*187* 758 12.3%	*24.8%* 250 22.2%	1,008 13.8%	*0* 0 0.0%	*187* 758 12.3%	*24.8%* 250 22.4%	1,008 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−18 20.7%	*9* 11 15.9%	*105* 574 9.3%	*6.5%* 40 3.5%	614 8.4%	*0* 0 0.0%	*105* 574 9.3%	*6.5%* 40 3.5%	614 8.4%	*1* 1 8.3%	*106* 575 9.3%	*6.4%* 39 3.5%	614 8.4%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−1 1.1%	*4* 5 7.2%	*71* 319 5.2%	*9.4%* 33 2.9%	352 4.8%	*3* 3 25.0%	*74* 322 5.2%	*8.5%* 30 2.7%	352 4.8%	*2* 2 16.7%	*76* 324 5.2%	*8.0%* 28 2.5%	352 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	4 −4.6%	*10* 14 20.3%	*215* 1,059 17.2%	*9.7%* 114 10.0%	1,173 16.1%	*0* 3 25.0%	*215* 1,062 17.2%	*9.5%* 111 9.8%	1,173 16.1%	*1* 5 41.7%	*216* 1,067 17.3%	*9.0%* 106 9.5%	1,173 16.1%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	9 −10.3%	*0* 0 0.0%	*1* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,651 100.0%	*23.4%* 1,729 100.0%	＜増減率= 7,380 100.0%	▲1.2%＞ −87 100.0%	*42* 69 100.0%	*1,252* 6,154 100.0%	*15.6%* 1,139 100.0%	7,293 100.0%	*5* 12 100.0%	*1,257* 6,166 100.0%	*15.5%* 1,127 100.0%	7,293 100.0%	*8* 12 100.0%	*1,265* 6,178 100.0%	*15.3%* 1,115 100.0%	7,293 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

（案）

○経済産業省告示第　　号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）第十八条第二項、別表第一から別表第四まで及び様式第一の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　名

次の表により、改正後欄に規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～11　略	1～11　略
12　事業報酬率	12　事業報酬率

規則別表第３第２表の　事業報酬率」は、３・２７％とする。 13・14　略］	規則別表第３第２表の　事業報酬率」は、２・９３％とする。 13・14　略］
備考　表中の　［ ］は注記である。	

別表２を次のように改める。

［別表２を図で挿入］

別表４－１を次のように改める。

［別表４－１を図で挿入］

別表４－２を次のように改める。

［別表４－２を図で挿入］

別表６を次のように改める。

「別表６を図で挿入」

別表８を次のように改める。

「別表８を図で挿入」

2020年度
第１回業務委員会
資料№5-2

別表２

１供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値

（単位：立方メートル）

都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値
北海道	8.0	埼　玉	12.8	愛　知	11.5	鳥　取	10.0	佐　賀	9.2
青　森	7.8	千　葉	12.9	岐　阜	13.0	島　根	10.5	長　崎	9.8
岩　手	9.7	東　京	13.1	三　重	13.2	岡　山	9.5	熊　本	8.7
宮　城	13.1	神奈川	11.6	福　井	9.9	広　島	11.5	大　分	8.2
秋　田	7.4	新　潟	7.9	大　阪	11.8	山　口	9.7	宮　崎	9.1
山　形	13.1	長　野	13.6	兵　庫	10.2	徳　島	9.1	鹿児島	9.6
福　島	12.6	山　梨	9.8	滋　賀	11.3	香　川	8.4	沖　縄	6.5
茨　城	12.0	静　岡	11.1	京　都	11.4	愛　媛	8.8		
栃　木	13.6	富　山	8.2	奈　良	11.3	高　知	10.8		
群　馬	12.3	石　川	10.2	和歌山	9.5	福　岡	9.7		

（注）１立方メートル当たり100.4652メガジュール（24,000キロカロリー）

別表4-1

(1/2)　　1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

(単位：円)

取得時期による区分 (注1)(注2)				昭和48年 6月30日 以前	昭和48年 7月 1日 ～ 昭和49年 9月19日	昭和49年 9月20日 ～ 昭和50年 10月19日	昭和50年 10月20日 ～ 昭和52年 1月 9日	昭和52年 1月10日 ～ 昭和52年 12月31日	昭和53年 1月 1日 ～ 昭和54年 11月28日	昭和54年 11月29日 ～ 昭和56年 2月16日	昭和56年 2月17日 ～ 昭和58年 8月16日	昭和58年 8月17日 ～ 昭和62年 10月18日	昭和62年 10月19日 ～ 平成元年 3月31日	平成元年 4月 1日 ～ 平成11年 11月18日	平成11年 11月19日 ～ 平成15年 12月31日	平成16年 1月1日 ～ 平成19年 4月30日	平成19年 5月1日 ～ 平成22年 3月31日	平成22年 4月1日 ～ 平成25年 3月31日	平成25年 4月1日 ～ 平成29年 3月31日	平成29年 4月1日 ～ 令和2年 3月31日	令和2年 4月1日 以 降	法定耐用年数に応じた償却率
土地				別表3 による																		
建物				2,910	3,400	6,040	5,840	7,150	7,550	7,870	8,770	9,380	10,350	10,485	12,670	11,520	12,350	9,100	9,060	10,950	11,910	0.030
償却資産	構築物		50kg容器	ー	550	950	960	1,020	1,250	1,300	1,450	1,550	1,680	1,700	4,960	4,430	4,230	3,660	4,360	4,930	5,030	0.100
			バルク貯槽														32,410	17,390	17,170	19,670	20,590	0.100
	機械装置	気化装置																18,520	19,580	20,400	20,780	0.100
		集合装置	50kg容器	2,080	2,080	2,780	3,680	3,920	4,160	4,310	4,800	5,130	5,960	6,040	10,590	10,560	10,980	10,460	9,620	10,070	10,660	0.100
			バルク貯槽														12,350	13,610	11,740	11,500	12,180	0.100
		容 器	50kg容器	2,640	3,450	4,910	4,490	5,450	5,710	5,740	6,400	6,840	5,810	5,885	5,270	4,560	4,320	2,990	2,910	2,790	3,010	0.167
			バルク貯槽														8,400	9,670	8,950	8,900	9,000	0.167
	導管	炭素鋼鋼管	共同住宅	3,080	6,790	8,440	9,740	11,270	11,850	12,260	13,660	14,610	15,730	15,935	26,170	30,570	33,270	35,440	36,340	40,820	40,820	0.077
			単独住宅	14,080	22,390	27,730	32,540	37,610	38,690	40,150	44,730	47,820	53,160	53,850	88,660	98,230	108,160	114,430	116,810	132,770	132,770	0.077
		ポリエチレン管	共同住宅										19,600	19,855	32,810	32,380	32,080	32,280	32,250	35,620	35,620	0.077
			単独住宅										62,120	62,930	108,630	105,990	103,690	104,610	103,950	117,540	123,680	0.077
	メ ー タ ー			2,530	2,970	4,570	4,790	5,090	5,120	5,390	6,010	6,430	5,500	5,570	14,290	13,940	13,020	11,010	9,950	9,650	9,720	0.077
	備 品			160	160	190	270	280	300	310	350	380	300	305	390	810	390	380	320	340	380	0.200
	車 両			別表4－2による																		

別表4-1

(2/2)　　1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

(単位：円)

取得時期による区分 (注1)(注2)						昭和48年 6月30日 以前	昭和48年 7月 1日 ～ 昭和49年 9月19日	昭和49年 9月20日 ～ 昭和50年 10月19日	昭和50年 10月20日 ～ 昭和52年 1月 9日	昭和52年 1月10日 ～ 昭和52年 12月31日	昭和53年 1月 1日 ～ 昭和54年 11月28日	昭和54年 11月29日 ～ 昭和56年 2月16日	昭和56年 2月17日 ～ 昭和58年 8月16日	昭和58年 8月17日 ～ 昭和62年 10月18日	昭和62年 10月19日 ～ 平成元年 3月31日	平成元年 4月 1日 ～ 平成11年 11月18日	平成11年 11月19日 ～ 平成15年 12月31日	平成16年 1月1日 ～ 平成19年 4月30日	平成19年 5月1日 ～ 平成22年 3月31日	平成22年 4月1日 ～ 平成25年 3月31日	平成25年 4月1日 ～ 平成29年 3月31日	平成29年 4月1日 ～ 令和2年 3月31日	令和2年 4月1日 以 降	法定耐用年数に応じた償却率
50kg容器	一供給地点当たり合計	気化装置なし	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額	13,400	19,400	27,880	29,770	34,180	35,940	37,180	41,440	44,320	45,330	45,920	74,340	76,390	78,560	73,040	72,560	79,550	81,530	
					償却率	0.0889	0.0882	0.0859	0.0854	0.0852	0.0853	0.0848	0.0848	0.0848	0.0819	0.0819	0.0802	0.0805	0.0796	0.0799	0.0797	0.0785	0.0784	
				ポリエチレン管	投資額										49,200	49,840	80,980	78,200	77,370	69,880	68,470	74,350	76,330	
					償却率										0.0814	0.0814	0.0799	0.0804	0.0797	0.08	0.0798	0.0786	0.0785	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額	24,400	35,000	47,170	52,570	60,520	62,780	65,070	72,510	77,530	82,760	83,835	136,830	144,050	153,450	152,030	153,030	171,500	173,480	
					償却率	0.0831	0.0828	0.0819	0.0813	0.0812	0.0813	0.081	0.081	0.0811	0.0792	0.0792	0.0783	0.0784	0.0783	0.0784	0.0783	0.0777	0.0776	
				ポリエチレン管	投資額										91,720	92,915	156,800	151,810	148,980	142,210	140,170	156,270	164,390	
					償却率										0.0789	0.0789	0.078	0.0782	0.0784	0.0785	0.0784	0.0777	0.0777	
		気化装置あり	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額															91,560	92,140	99,950	102,310	
					償却率															0.084	0.084	0.0829	0.0828	
				ポリエチレン管	投資額															88,400	88,050	94,750	97,110	
					償却率															0.0842	0.0843	0.0832	0.0831	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額															170,550	172,610	191,900	194,260	
					償却率															0.0807	0.0807	0.08	0.08	
				ポリエチレン管	投資額															160,730	159,750	176,670	185,170	
					償却率															0.081	0.081	0.0803	0.0802	
バルク貯槽	一供給地点当たり合計	気化装置なし	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額															87,500	84,470	90,880	92,690	
					償却率															0.0956	0.0949	0.0941	0.0943	
				ポリエチレン管	投資額															84,340	80,380	85,680	87,490	
					償却率															0.0963	0.0958	0.0952	0.0954	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額															166,490	164,940	182,830	184,640	
					償却率															0.0868	0.0861	0.0855	0.0857	
				ポリエチレン管	投資額															156,670	152,080	167,600	175,550	
					償却率															0.0874	0.0869	0.0863	0.0861	
		気化装置あり	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額														99,840	106,020	104,050	111,280	113,470	
					償却率														0.0954	0.0964	0.0958	0.0952	0.0954	
				ポリエチレン管	投資額														98,650	102,860	99,960	106,080	108,270	
					償却率														0.0956	0.097	0.0966	0.0961	0.0962	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額														174,730	185,010	184,520	203,230	205,420	
					償却率														0.0875	0.0881	0.0876	0.0869	0.0871	
				ポリエチレン管	投資額														170,260	175,190	171,660	188,000	196,330	
					償却率														0.0878	0.0887	0.0884	0.0877	0.0876	

(注)1. 「取得時期」とは、当該有形固定資産の取得に係る指定旧供給地点小売供給約款の設定についての当該供給約款の認可（当該有形固定資産の取得が指定旧供給地点の増加に係るものである場合には、当該供給地点の増加についての当該供給約款の認可）の申請の受理日をいう。

2. 上記の取得時期以後に取替又は原価算定期間中に取替えを予定している資産については、この別表中「取得時期」を「取替え時期」と読み替えるものとする。

3. 1供給地点当たりの合計の欄の投資額は、土地及び車輌を除いた投資額であり、また、償却率は車輌を除いた率である。

4. 昭和62年11月18日以前の導管（ポリエチレン管）については、炭素鋼鋼管の投資額を用いること。

5. 平成11年11月19日以降のメーターの投資額は、マイコンメーターの投資額である。

6. 平成11年11月19日前に取得したマイコンメーターの投資額は、5. の投資額を適用することもできる。

7. 平成22年3月31日以前の構築物のバルク貯槽の投資額は、気化装置を含んだ投資額である。

別表4-2

1供給地点当たりの車両の標準投資額　（単位：円）

取得時期による区分 / 供給地点群の規模別区分	昭和62年10月18日以前	昭和62年10月19日～平成元年3月31日	平成元年4月1日～平成11年11月18日	平成11年11月19日～平成15年12月31日	平成16年1月1日～平成19年5月6日	平成19年5月7日～平成22年3月31日	平成22年4月1日～平成25年3月31日	平成25年4月1日～平成29年3月31日	平成29年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日以降	償却率
70地点以上～250地点まで	4,440	4,980	4,880	7,250	7,270	7,900	8,240	8,310	8,560	8,910	0.2
250地点を超え～1,000地点まで	2,610	2,230	2,190	5,330	5,450	5,930	6,180	6,230	6,420	6,680	0.2
1,000地点を超え～2,000地点まで	1,940	1,600	1,565	4,450	4,540	4,940	5,150	5,190	5,350	5,570	0.2
2,000地点を超え～3,000地点まで	1,740	1,575	1,540	4,140	4,240	4,610	4,810	4,850	4,990	5,200	0.2
3,000地点を超え～4,000地点まで	1,650	1,565	1,530	4,000	4,090	4,440	4,640	4,670	4,810	5,010	0.2
4,000地点を超え～5,000地点まで	1,610	1,550	1,520	3,910	4,000	4,340	4,530	4,570	4,700	4,900	0.2
5,000地点を超え～6,000地点まで	1,580	1,540	1,505	3,700	3,790	4,110	4,290	4,330	4,450	4,640	0.2
6,001地点以上	1,570	1,530	1,495	3,560	3,640	3,950	4,120	4,150	4,280	4,450	0.2

（注）１．昭和62年10月18日以前の車両投資額は、供給地点群の供給地点数に当該供給地点群の規模別区分の標準投資額を乗じて算定すること。

２．昭和62年10月19日以降の車両投資額は、供給地点群の供給地点数に至るまで、各規模別区分に応じた供給地点数に各規模別区分の標準投資額を乗じて、順次積み上げることにより算定すること。

別表６

都道府県別の平均年間労務費の標準値（１人当たり）

（単位：千円）

都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値
北海道	5,513	埼　玉	6,085	愛　知	6,158	鳥　取	5,214	佐　賀	5,262
青　森	4,967	千　葉	6,132	岐　阜	5,956	島　根	5,165	長　崎	5,141
岩　手	5,103	東　京	7,398	三　重	6,113	岡　山	5,696	熊　本	5,150
宮　城	5,365	神奈川	6,601	福　井	5,727	広　島	5,875	大　分	5,507
秋　田	5,038	新　潟	5,569	大　阪	6,482	山　口	5,574	宮　崎	5,040
山　形	5,088	長　野	5,565	兵　庫	6,100	徳　島	5,638	鹿児島	5,246
福　島	5,460	山　梨	5,851	滋　賀	5,809	香　川	5,696	沖　縄	5,155
茨　城	5,743	静　岡	5,999	京　都	6,040	愛　媛	5,273		
栃　木	5,661	富　山	5,818	奈　良	5,980	高　知	5,243		
群　馬	5,713	石　川	5,734	和歌山	5,572	福　岡	5,604		

別表8

導管配分比率

供給需要原価(本支管分)	V	0.832
需要家原価(供給管分)	W	0.168

労務費及び車両配分比率

供給需要原価	Y	0.4059
需要家原価	Z	0.5941

2020年度
第１回業務委員会
資料№6-1

2020 年 5 月 15 日

大会社等(*1)の会計基準変更とコミュニティーガスの対応について

*** 周知とアンケートのお願い ***

（一社）日本コミュニティーガス協会

1. 大会社(*1)の会計基準が変わります

(1) 2021 年 4 月以降に始まる会計年度から、大会社等(*1)の収益認識に関する会計基準(*2)が変わります。この結果、収益の把握を会計年度（月）に合わせるため、検針日以降年度（月）末までの売上高を見積もることが必要となります(*3)。

(*1) ここでいう「大会社等」とは、次のいずれかを満たす会社をいいます。
① 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
② 会計監査人を設置する会社及びその子会社

(*2) 企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が共同して開発し 2014 年に公表した“収益認識に関する包括的な会計基準”を受け、国内外の財務諸表の比較可能性確保の観点から基本的に全てを取り入れた会計基準を開発し、「収益認識に関する会計基準（以下、「収益認識基準」という。)」として 2018 年 3 月 30 日に公表しました。この「収益認識基準」の適用は既に可能となっていますが、大会社等(*1)は 2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から必ず適用しなければなりません。

(*3) 見積りの方法については、各社に任されていますが、監査役又は会計監査人および税務当局の理解を得る必要があると思われます。

(2) 強制適用の対象は、大会社等(*1)のみです。

「収益認識に係る会計基準」の強制適用の対象は大会社等のみです（2021 年 4 月以降に始まる会計年度から)。

大会社等(*1)以外の事業者は「中小企業の会計に関する指針」に基づいて「検針日基準」を維持するか、あるいは新しい「収益認識基準(*2)」を採用するか選択することができます。

2. 「収益認識基準」が適用される場合のコミュニティーガス事業に与える影響

(1) 原則として、大会社等(*1)は「収益認識基準」に従わなければならなりません。

① 現在、コミュティーガス事業者の多くは、液石法適用のＬＰＧ販売も含め、ガスの販売に係る収益を「検針日基準」で計上しているものと予想されます。

② 一方、大会社等（*1）が採用しなければならない「収益認識基準」では、ガスの小売供給契約は「一定の期間にわたり充足される履行義務」であり、「一定の期間の収益を認識する」ことを求められます。つまり、年度（月）始から年度（月）末までの会計年度(月)間の売上高を見積もって収益を計上しなければなりません。

3. 関連他業界の対応方針

(1) 電力業界・都市ガス業界は「検針日基準」の選択肢を維持

- 会社計算規則第 118 条及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条に基づき、電気事業会計規則に定めがある場合においては電気事業会計規則に、ガス事業会計規則に定めがある場合においてガス事業会計規則の規定に従うこととされています。
- 電力業界は既に電気事業会計規則において売上高を「検針日基準」とすることが明確化されており、都市ガス業界においても電気事業会計規則との整合性の観点から、ガス事業会計規則において「検針日基準」とすることを明確化する方針です。

4. コミュニティーガスの選択肢

コミュニティーガスも「ガス事業会計規則」の改定を要望することは可能です。

しかし、その影響は「経過措置指定団地（指定旧供給地点)」に供給する事業者のみとなります。(別紙：「『収益認識基準』への対応策と影響」を参照願います。)

① 「経過措置指定団地（指定旧供給地点)」にガスを供給している事業者については、ガス事業会計規則の改正が認められ、附則別表第 1 「収益」―「指定旧供給地点小売供給営業収益」－「ガス売上」の備考に、例えば「調査決定の完了した金額を計上する。」と規定されれば、経過措置指定団地（指定旧供給地点）に係る売上高について「検針日基準」で計上することが明確化されることとなります（現在、見積り計上している事業者でも経過措置指定団地に係る売上高については検針日基準で計上することが求められることになります)。

② 他方で、省令改正された場合においても、事業者が親会社の意向等何らかの事情によりＬＰガス販売事業全体の売上げについて「収益認識基準」を採用しなければならない場合には、その事業者のガス売上高認識方法が２種類となることが想定されます。

③ また、「経過措置指定団地（指定旧供給地点）」を持たない大会社等(*1)の場合は、自由化団地にはガス事業会計規則が適用されないこと、液石法適用事業については会計手段を定めた事業法が存在しないことを考慮すれば、省令改正の有無にかかわらず「収益認識基準」が適用されることとなります。

5. 当協会の考え方

(1) 前記４．③のとおり、経過措置指定団地（指定旧供給地点）にガスを供給していない大会社等(*1)の場合、自由化団地にはガス事業会計規則が適用されないこと、液石法適用事業については会計手段を定めた事業法が存在しないことを考慮すれば、ガス事業会計規則の改正の有無にかかわらず「収益認識基準」が適用されることとなります。

(2) また、経過措置指定団地（指定旧供給地点）にガスを供給している大会社等(*1)としても、自由化団地・液石法適用事業による売上げが大半を占めており、経過措置団地の売上げは比較的少ないと思われるため、経過措置指定団地のみを「検針日基準」にすることのメリットは少ないと考えます。

(3) したがって、当協会としては液石法適用事業の本件に関する動向を確認し、特段の動きが無い場合には、「収益認識基準」が適用されることはやむを得ないものと考え、当局に対し「ガス事業会計規則」改正の要望は行わないこととしたいと考えています。

6. 全会員事業者対象アンケートのお願い

(1) 当協会事務局としては上記のとおり考えましたが、あくまでも推論の域を出ません。すべての会員事業者の企業規模等を確認するとともに、「収益認識基準」に対する対応方針を伺い、当局に対し「ガス事業会計規則」の改正を要望するか否かを判断したいと考えます。

(2) つきましては、別紙アンケートに必要事項をご記入いただき、所属支部宛６月１５日までに必ずご返送いただきたく、よろしくお願いいたします。

以上

2020年度
第１回業務委員会
資料№6-2

（別紙）

2020/5/11

「収益認識基準」への対応策と影響

（一社）日本コミュニティーガス協会

事業内容	ガス事業会計規則の適用	「ガス事業会計規則」改正の有無		事業者の属性	
				大会社等(*1)	**その他**
経過措置団地	適用	「ガス事業会計規則」を	改正する	「検針日基準」	「検針日基準」
自由化団地	適用なし			「収益認識基準」	「収益認識基準」 および 「検針日基準」 のいずれかを 選択可能
液石法適用事業					
経過措置団地	適用		改正しない	「収益認識基準」	「収益認識基準」 および 「検針日基準」 のいずれかを 選択可能
自由化団地	適用なし				
液石法適用事業					

(*1)　ここでいう「大会社等」とは、次のいずれかを満たす会社をいいます。

①　金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社

②　会計監査人を設置する会社及びその子会社

以上

2020年度
第１回業務委員会
資料6-3

支部行

2020 年 5 月 15 日

会員事業者各位

「収益認識基準」に関するアンケート

（一社）日本コミュニティーガス協会

ご多用中のところ大変申し訳ございませんが、「『大会社等』の会計基準変更とコミュニティーガスの対応について」をお読みいただき、以下アンケートにご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。(コミュニティーガスを供給する全ての会員にご回答いただきたいと思います。)

（当局への要望要否の資料とするため、**6 月 15 日**までに所属支部宛ご回答願います。）

【ご連絡先】

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ご担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所属＿＿＿＿＿＿

連絡先：☎＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　mail address：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

I.　貴社・団体の属性等についてお伺いします。

No.	設問	解答欄（アルファベットを選択 又は 金額を記入）
1	会社・団体の種類	a.株式会社　b.有限会社　c.協同組合　d.その他
2	資本金　又は　出資金の額	＿＿＿＿,＿＿＿,＿＿＿,＿＿＿円
3	現在のガス売上高の認識方法	a.「検針日基準」　b.「収益認識基準」
4	会計上の取扱い	a.「大会社等」　b.その他（→No.６へ）
5	「大会社等」の根拠 （４で a.「大企業等」と回答した方のみご回答ください。）	a.金融商品取引法の適用を受ける会社 b.　〃　の子会社又は関連会社 c.会計監査人を設置する会社 d.　〃　の子会社
6	経過措置指定団地（指定旧供給地点）への供給	a.有り（→Ⅱ．へ）　b.無し（→回答終了となります）

Ⅱ．（Ⅰ．６で「a. 有り」と回答した方に伺います。）2021 年４月以降の貴社の「収益認識基準」への対応と「ガス事業会計規則」の改正要否についてお伺いします。

★現在の貴社の判断で結構ですので、ａ～c のいずれかに○を記入願います。

a. 「検針日基準」を維持したいので、「ガス事業会計規則」の改正を要望するべきである。
b. 「収益認識基準」を採用（維持）したいので、「ガス事業会計規則」の改正を要望するべきではない。
c. どちらでも良い。

ご協力ありがとうございました。

＊アンケート内容に関するご質問等は、本部業務部（鈴木・篠宮）までお願いします。

＜　☎　03-5405-2215　　Fax　03-5405-2216　＞　　以上

2020年度
第１回業務委員会
資料№7

2019年度　営業事例収集紹介実績　進捗状況集計表

2020年5月8日
JCGA業務部

4～3月累計実績
（HP掲載ﾍﾞｰｽ）

| JCGA支部名 | 2019.3月生産動態統計数 | | 【A】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地での活性化策・取組事例 | | | | | | | 【B】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地内での新設獲得事例 | | | | | | | | | 【C】ｺﾐｭﾆﾃｨｰｶﾞｽ団地既存需要家へのｶﾞｽ機器販売事例 | | | | | | | | | ABC事例総数 |
|---|
| | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 事例計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | 事例計 | 獲得件数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | 販区分計 | 事例計 | |
| | 事業者 | 地点群 | 展感 | 施サ | ｷｬﾝ | 教講 | 防訓 | 他 | | 建替 | 新築 | 既電 | 既灯 | 既TG | 既LP | 他 | | | ﾋﾞﾙｺ | ｴｺ給 | ﾊｲ給 | 暖房 | 乾燥 | ｴﾈﾌｧ | 他 | | | |
| 北海道 | 52 | 342 | 1 | | 1 | 1 | | 2 | 5 | | 1 | 5.5 | 0.5 | | 2 | | 9 | 9 | 2 | 5 | | | | | 1 | 8 | 6 | 20 |
| 東　北 | 148 | 613 | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | 14 | 21 | 1 | 3 | | | 10 | 49 | 41 | 42 |
| 関　東 | 354 | 2,095 | 3 | 1 | 1 | | | | 5 | 1 | 2 | | | | 1 | | 4 | 9 | 17 | 35 | 2 | 7 | | | 22 | 83 | 67 | 76 |
| 東　海 | 103 | 650 |
| 北　陸 | 42 | 288 | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | 2 | | 2 | | | | 4 | 2 | 3 |
| 近　畿 | 176 | 1,008 | 2 | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 中　国 | 123 | 619 | 2.5 | 1 | 2.5 | | | 1 | 7 | | | | | | | | | | 2 | 3 | | | | | 1 | 6 | 3 | 10 |
| 四　国 | 65 | 352 |
| 九　州 | 224 | 1,180 | 2 | | 1 | 4 | 1 | | 8 | | | 2 | | | | | 2 | 1 | 6 | 4 | | 5 | 2 | | 13 | 30 | 9 | 19 |
| 沖　縄 | 28 | 185 |
| 計 | 1,315 | 7,332 | **10.5** | **2** | **5.5** | **5** | **1** | **3** | 27 | **1** | **4** | **7.5** | **0.5** | | **4** | | 17 | **20** | **41** | **70** | **3** | **17** | **2** | | **47** | **180** | 128 | 172 |

⇓　　⇓　　⇓

※事例紹介事業者 様
（14事業者）

北海		・北ガスジェネックス㈱	5
関		・㈱サイサン	2
関		・㈱ザ・トーカイ	1
関	※	・大洗常澄ガス協同組合	2
近	※	・日米礦油	2
中		・広島ガスプロパン㈱	5
中	※	・岡山ガスエネルギー㈱	1
中	※	・鳥取ガス産業㈱	1
九		・西部ガスエネルギー㈱	8
			27

北海		・北ガスジェネックス㈱	9
東北		・東部液化石油㈱	1
関		・㈱サイサン	1
関		・東部液化石油㈱	3
北陸		・日本海ガス㈱	1
九		・西部ガスエネルギー㈱	2
			17

北海		・北ガスジェネックス㈱	6
東北		・ヤマリョー㈱	2
東北		・東部液化石油㈱	39
関		・㈱サイサン	1
関	※	・大洗常澄ガス協同組合	11
関		・東部液化石油㈱	55
北陸		・日本海ガス㈱	2
中	※	・水島ガス㈱	2
中	※	・西日本液化ガス㈱	1
九		・西部ガスエネルギー㈱	9
			128

172

※表彰対象 数　案
（支部別）

A	B	C
北海道　5事例 ⇒ 1事例	北海道　9事例 ⇒ 2事例	北海道　6事例 ⇒ 2事例
東北	東北　1事例 ⇒ 1事例	東北　4事例 ⇒ 1事例
関東　5事例 ⇒ 1事例	関東　4事例 ⇒ 1事例	関東　12事例 ⇒ 3事例
	北陸　1事例 ⇒ 1事例	北陸　2事例 ⇒ 1事例
近畿　5事例 ⇒ 1事例		
中国　7事例 ⇒ 1事例		中国　3事例 ⇒ 1事例
九州　8事例 ⇒ 1事例	九州　2事例 ⇒ 1事例	九州　9事例 ⇒ 2事例
小計　27事例 ⇒ 5事例	小計　17事例 ⇒ 6事例	小計　36事例 ⇒ 10事例
		＊本部にて36事例に絞込み
		計21事例

各地区の業務委員に選考について協力していただき、本部でまとめる。